

岩手県告示第719号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関の名称	変更事項	追加又は廃止する事務所の所在地	変更しようとする年月日
株式会社グット・アイズ建築検査機構	事務所の追加	群馬県沼田市白沢町上古語父字天神甲938	平成30年10月1日
株式会社グット・アイズ建築検査機構	事務所の廃止	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番10号	〃